

令和6年度 栃木地方労働審議会

第1回 栃木県衣服製造業最低工賃専門部会

資 料

資料No.	ページ
1. 家内労働法に基づく最低工賃決定フロー	1
2. 家内労働法（抄）（最低工賃部分抜粋）	3
3. 地方労働審議会令（平成13年 政令第320号）	5
4. 栃木地方労働審議会運営規程	9
5. 栃木県衣服製造業最低工賃専門部会運営規程（案）	13
6. 栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（地方労働審議会資料）	15
・ 諮問文（写）	
・ 諮問理由	
・ 栃木県衣服製造業最低工賃が適用される委託者・家内労働者の推移	
7. 衣服製造業及び同種の最低工賃の都道府県別改正状況	19
8. 栃木県の最低工賃（最新版リーフレット）	21
9. 栃木県衣服製造業最低工賃改正の推移（その1、その2）	23
10. 令和4年4月21日発効の栃木県衣服製造業最低工賃と他県工賃との比較	27

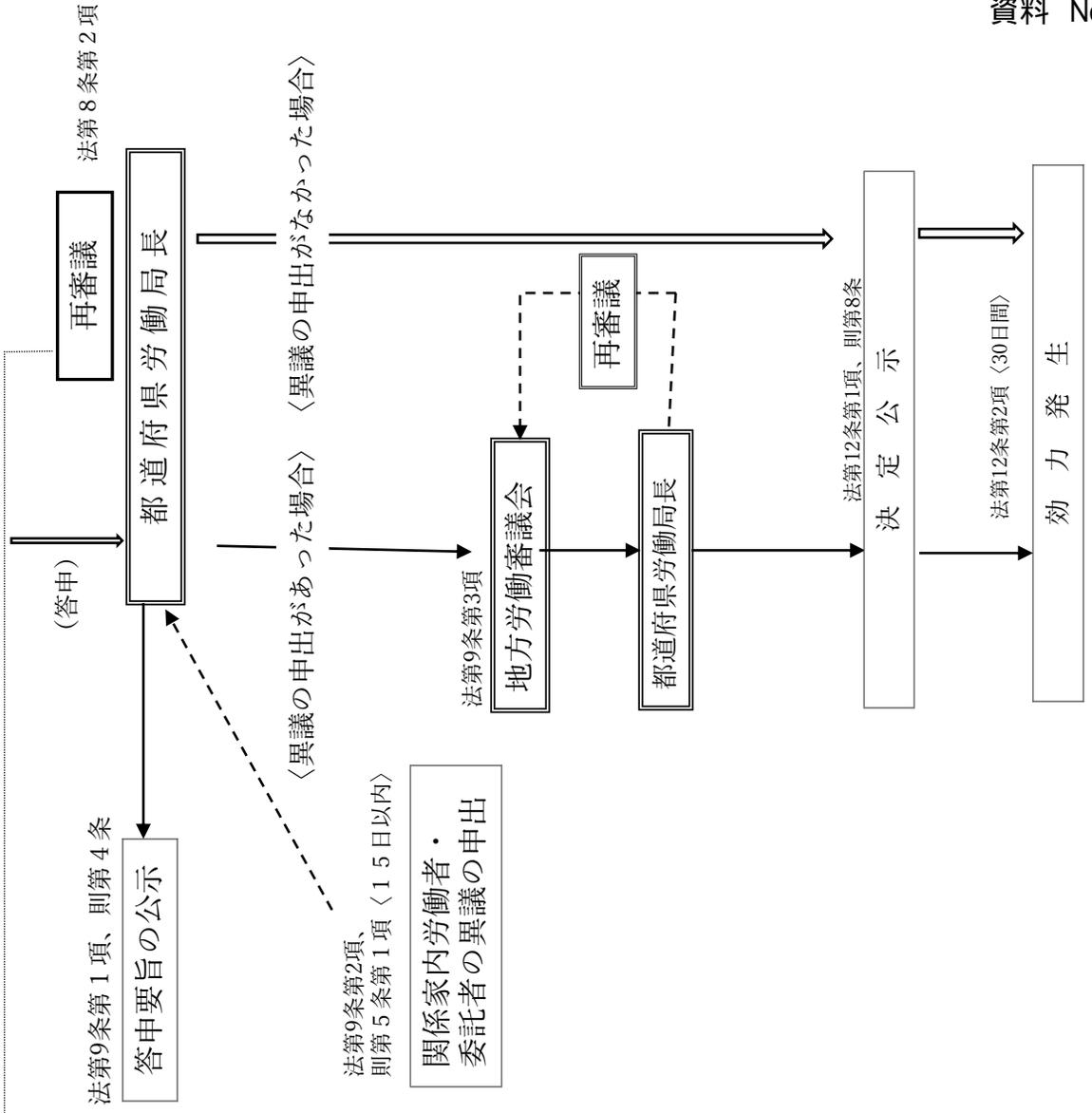
---

【参考資料（巻末添付）】

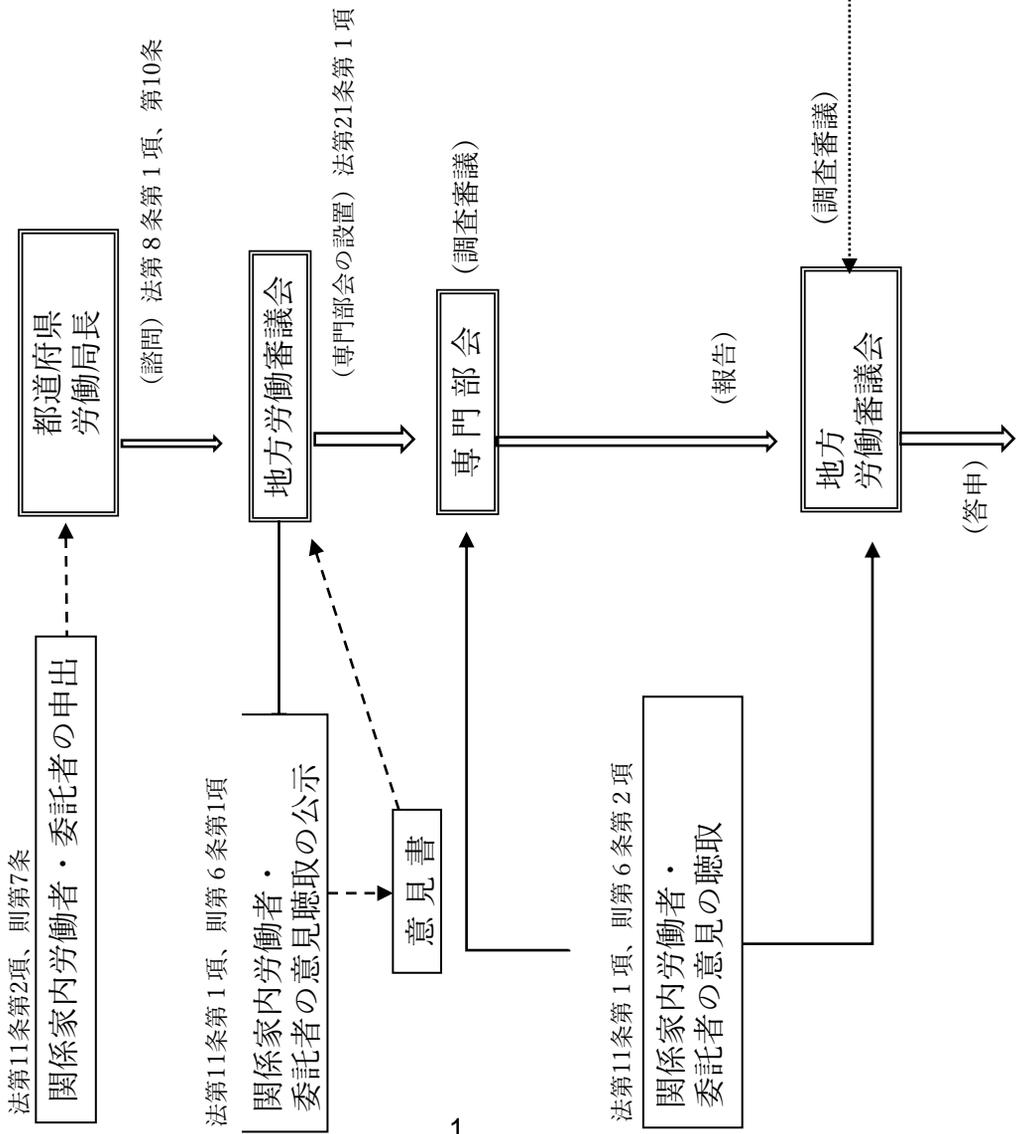
- ・ 特定事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）の概要
- ・ 家内労働法とフリーランス法の適用関係

# 家内労働法に基づく最低賃決定フロー

【左のフローからの続き】



【右フローに続く】



※「法」とは家内労働法を、「則」とは家内労働法施行規則を示す。



## 家内労働法（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### （最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

### （最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

### （最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をしよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最

低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同

一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に

規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

## 政令第320号

## 地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

## （名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

## （組織）

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## （委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

## （委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
  - 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
  - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
  - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するものとする。
  - 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表す

る委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成29年7月11日から施行する。



## 栃木地方労働審議会運営規程

- 第1条 栃木地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、栃木労働局長(以下「局長」という。)の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
  - 3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
  - 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
  - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をもその都度局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、必要と認めるときは、その議決により次の部会を置くことができる。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営

に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

この規程は、平成13年10月31日から施行する。

(一部改正) 平成17年12月1日

この規程は、令和3年3月16日から施行する。



## (案)

栃木地方労働審議会  
栃木県衣服製造業最低工賃専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、栃木地方労働審議会に設置する栃木県衣服製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）、栃木地方労働審議会運営規程（平成13年10月31日施行）及び家内労働法（昭和45年法律第60号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、栃木労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、栃木地方労働審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

## (会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

## (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の

保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成し、公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において家内労働法及び地方労働審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、栃木地方労働審議会会長に報告するものとする。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日より施行する。



栃 労 発 基 1011 第 1 号  
令 和 6 年 10 月 11 日

栃木地方労働審議会  
会 長 原 田 淳 殿

栃 木 労 働 局 長  
川 口 秀 人

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、栃木県衣服製造業最低工賃（令和 4 年栃木労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

## 栃木県衣服製造業最低工賃の改正諮問の理由について

家内労働法(以下、「法」と言う。)に基づく最低工賃は、法第8条によれば、「都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。」と規定され、また、法第13条には、「最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。」と規定されている。

そこで、栃木県衣服製造業最低工賃についてみると、令和4年4月21日に改正発効を行って以来、現在まで改正を行っていない。(最低工賃は、原則2年又は3年サイクルで改正を行うこととされている。)

一方、栃木県内では「繊維工業」・「縫製業」に係る産業の特定最低賃金の設定が無いことから、栃木県(地域別)最低賃金と比較検討することとなるが、栃木県最低賃金は毎年、改正審議を経て改正決定が行われていることから、前回の衣服製造業最低工賃の改正発効のための調査審議を行った令和3年度と現在適用される栃木県最低賃金を比較すると122円上昇している。

以上から、栃木県(地域別)最低賃金と当該最低工賃との均衡を図り、家内労働者の労働条件等の改善を図るため、今般、同最低工賃の改正諮問を行うものである。

改正発効日	令和3年10月1日	令和6年10月1日	増減額	改定率
栃木県(地域別)最低賃金	882円	1,004円	+122円	13.83%

# 栃木県衣服製造業最低工賃が適用される委託者・家内労働者数の推移 (平成23年～令和6年)

単位：人

区 分	平成23年	平成26年	平成29年	令和3年	令和6年
	衣服製造業	11	19	22	10
	委託者数				
	家内労働者数	131	183	61	31
(参考値) 栃木県	139	151	135	123	94
	委託者数				
	家内労働者数	2099	1,510	1,342	766
(参考値) 全国	9,862	8,113	7,499	7,500	7,017※
	委託者数				
	家内労働者数	128,709	113,027	105,301	95,108※

注) ※の付いているものは、令和4年10月現在のもの



## 衣服製造業及び同種の最低工賃の都道府県別改正状況

都道府県	最低工賃の名称	直近の改正年月日	備 考
北海道	男子既製服製造業	<del>平成13年3月19日</del>	令和6年4月16日廃止
青 森	男子・婦人既製服製造業	令和4年4月1日	
岩 手	婦人・男子既製洋服製造業	令和4年6月1日	
宮 城	男子服・婦人服製造業	平成29年5月4日	
秋 田	男子服・婦人服・子供服製造業	令和6年4月24日	
山 形	男子・婦人既製服製造業	令和6年5月1日	
福 島	外衣、シャツ製造業	令和6年5月1日	
茨 城	男子既製洋服製造業	平成15年4月1日	
	婦人・子供既製服製造業	平成17年4月1日	(廃止予定)
群 馬	婦人服製造業	平成18年5月6日	
埼 玉	縫製業	令和5年5月5日	
千 葉	婦人既製洋服製造業	平成21年5月27日	(廃止予定)
東 京	婦人既製洋服製造業	令和6年8月31日	
新 潟	男子・婦人既製洋服製造業	平成12年4月6日	
福 井	衣服製造業	令和4年4月22日	
山 梨	婦人服製造業	令和6年4月17日	
長 野	外衣・シャツ製造業	平成14年3月31日	
岐 阜	男子既製洋服製造業	平成7年3月31日	
	婦人服製造業	平成7年3月31日	
大 阪	男子既製洋服製造業	平成28年8月1日	
鳥 取	男子服・婦人服製造業	平成27年5月21日	
島 根	外衣・シャツ製造業	平成15年6月25日	
広 島	既製服製造業	令和5年8月12日	
山 口	男子既製洋服・学校服・作業服製造業	<del>平成21年5月10日</del>	令和6年2月2日廃止
福 岡	婦人服製造業	平成27年4月17日	
	男子服製造業	平成12年2月17日	(廃止予定)
佐 賀	婦人既製服製造業	令和4年4月24日	
長 崎	男子既製洋服製造業	平成13年4月1日	
	婦人既製洋服製造業	平成13年4月1日	(廃止予定)
熊 本	縫製業	平成16年4月25日	(廃止予定)
大 分	衣服製造業	平成13年9月6日	
宮 崎	男子既製洋服製造業	令和5年5月17日	
	婦人既製洋服製造業	<del>平成13年5月1日</del>	令和4年4月17日廃止
沖 縄	縫製業	令和5年4月28日	



# 栃木県の最低工賃

## 栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和4年4月21日】

**1 適用する家内労働者および委託者の範囲**

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまよめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

**2 最低工賃額**

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の( )内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

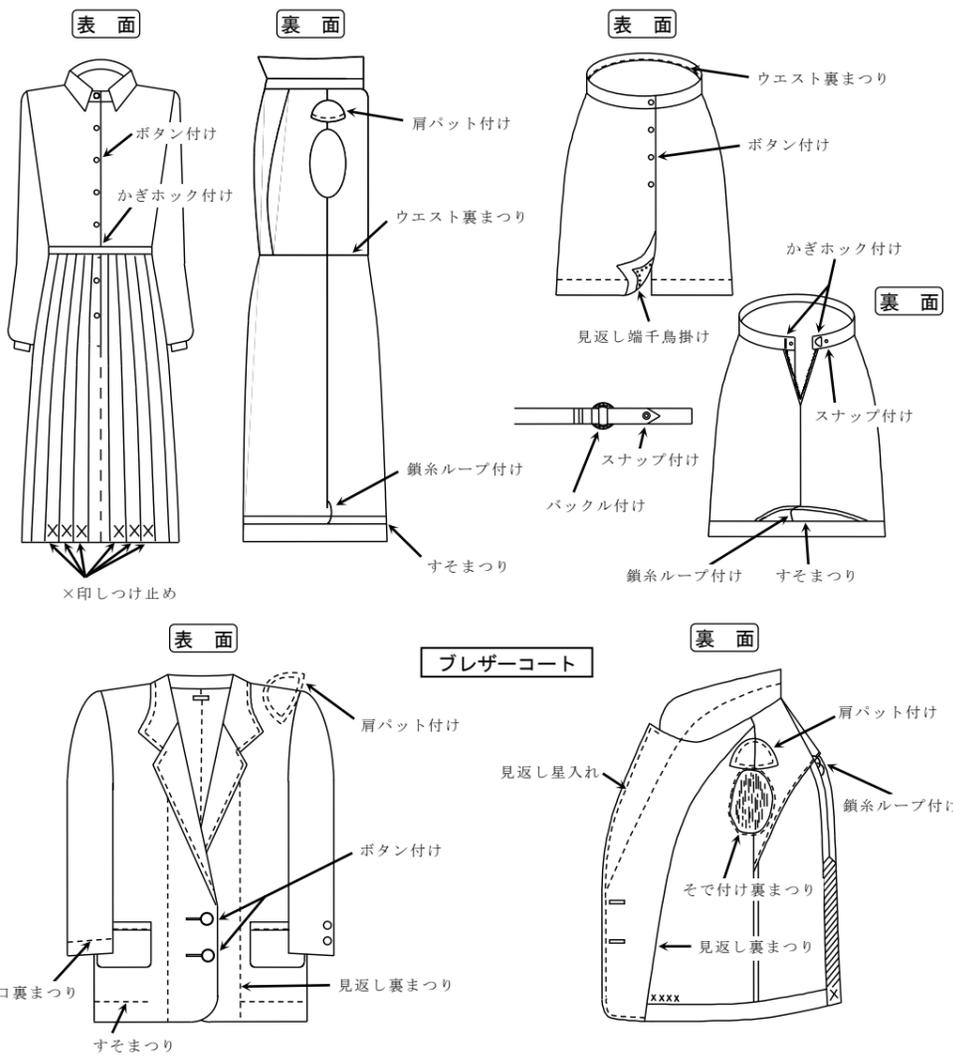
品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり		1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 46円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 44円
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 7円
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所
天ぐまつり及び前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
糸くず取り及び仕上げ			1本につき 31円

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 17円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり		10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 32円
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
		20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 16円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 34円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
バックル付け		1個につき 16円	
糸くず取り		1着につき 23円	

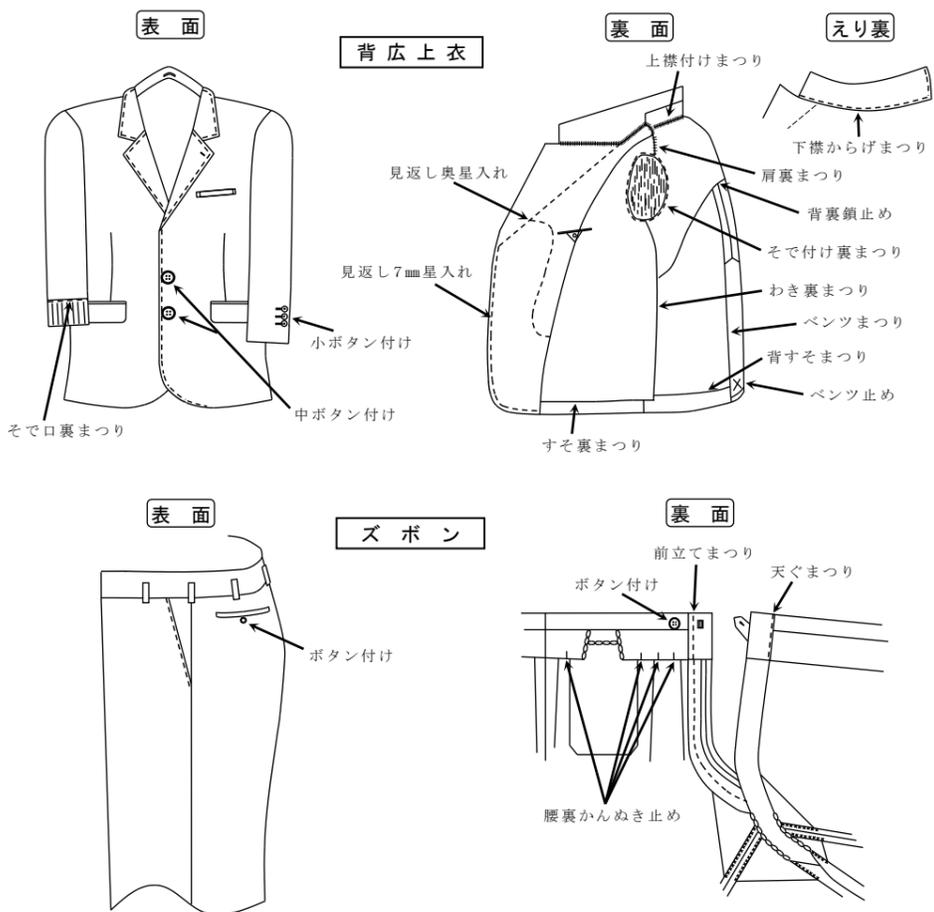
婦人・子供既製洋服のまよめ業務工程解説図

ワンピース

スカート



男子既製洋服のまよめ業務工程解説図



## 栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

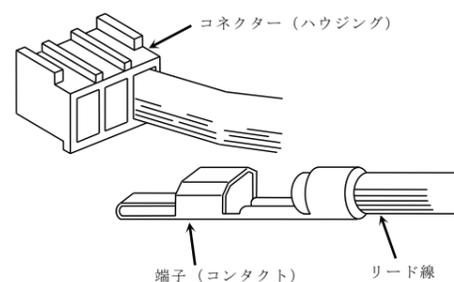
**1 適用する家内労働者および委託者の範囲**

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

**2 最低工賃額**

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭



詳しくは、**栃木労働局 賃金室** TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251 | 足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188 |
| 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766  | 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215 |
| 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279 | 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273 |
| 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443  |                            |



栃木県衣服製造業最低工賃改正の推移 (その1)

男子既製洋服							
工 程	規 格	単 位	発効日及び金額				
			平成12年4月1日	平成16年4月1日	平成21年4月8日	令和4年4月21日	
			栃木県男子既製洋服製造業最低工賃	栃木県衣服製造業最低工賃			
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)	202 円	202 円	202 円	202 円
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)	83 円	83 円	83 円	83 円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき根巻き3回以上	1個	22 円	22 円	22 円	22 円
		小ボタン(4つ穴)根巻きなし	1個	11 円	11 円	11 円	11 円
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)	41 円	41 円	41 円	41 円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)	54 円	54 円	54 円	54 円
	下襟からげまつり		1枚(10cm)	51 円	51 円	51 円	51 円
	わき裏まつり(脇の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚	39 円	39 円	39 円	46 円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)	118 円	118 円	118 円	118 円
	見返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)	85 円	85 円	86 円	86 円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)	62 円	62 円	62 円	62 円
	背裏鎖止め	鎖糸ループ長さ1cm	1枚	15 円	15 円	15 円	15 円
	すそ裏まつり(すそ裏の一部について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚	44 円	44 円	44 円	44 円
	ベンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚	28 円	28 円	28 円	28 円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所	6 円	6 円	6 円	7 円
	アウトポケット裏まつり		1枚	20 円	20 円	20 円	20 円
糸くず取り及び仕上げ		1枚	63 円	63 円	63 円	63 円	
小 計			944 円	944 円	945 円	953 円	
ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本	44 円	44 円	44 円	44 円
	天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本	25 円	25 円	25 円	25 円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻き3回以上	1個	20 円	20 円	20 円	20 円
	糸くず取り及び仕上げ		1本	31 円	31 円	31 円	31 円
	小 計			120 円	120 円	120 円	120 円
総 額			1,064 円	1,064 円	1,065 円	1,073 円	
平均改正率	改正後最低工賃総額 - 改正前最低工賃総額 改正前最低工賃総額 × 100 (%)		2.01%	0.00%	0.09%	0.75%	



栃木県衣服製造業最低工賃改正の推移（その2）

婦人・子供既製洋服						
工 程	規 格	単 位	発効日及び金額			
			平成12年4月1日	平成16年4月1日	平成21年4月8日	令和4年4月21日
			栃木県婦人・子供既製洋服製造業最低工賃			
見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	16 円	16 円	16 円	16 円
見返し裏まり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	16 円	16 円	16 円	16 円
見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	16 円	16 円	16 円	<b>17 円</b>
そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	21 円	21 円	21 円	<b>24 円</b>
そで口裏まつり		10cmにつき	21 円	21 円	21 円	21 円
すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	18 円	18 円	<b>19 円</b>	19 円
スナップ付け	1cm型	1組につき	23 円	23 円	23 円	23 円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき	32 円	32 円	32 円	32 円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	23 円	23 円	23 円	23 円
ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、根巻き3回以上	1個につき	14 円	14 円	14 円	14 円
	20mm以上、4つ穴、糸足つき、根巻き3回以上	1個につき	16 円	16 円	16 円	16 円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき	14 円	14 円	14 円	14 円
肩パット付け	2個1組	1組につき	33 円	33 円	<b>34 円</b>	34 円
×印しつけ止め		1か所につき	11 円	11 円	11 円	11 円
ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき	23 円	23 円	23 円	23 円
バックル付け		1個につき	16 円	16 円	16 円	16 円
糸くず取り		1着につき	23 円	23 円	23 円	23 円
総 額			336 円	336 円	338 円	342 円

平均改正率						
最低工賃総額－改正前最低工賃総額		×100(%)	5.00%	0.00%	0.60%	1.18%
改正前最低工賃総額						



令和4年4月21日発効の栃木県衣服製造業最低工賃と他県工賃との比較

【男子既製洋服】

品目	工程	規格	金額 (R4.4.21発効) 栃木 (Bランク)	全体平均 (栃木除く)	令和平均 (栃木除く)	最大値	最小値	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	埼玉	新潟	長野	岐阜	大阪	鳥取	島根	広島	福岡	長崎	宮崎		
								(B)	(C)	(C)	(B)	(C)	(C)	(B)	(A)	(B)	(B)	(A)	(B)	(A)	(C)	(B)	(B)	(B)	(C)	(C)	(C)	(C)
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚 (60cm×2) につき	202	139.36	153.33			157	176				24 10cmにつき	196		130	170	95	151	115	114			102	127		
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚 (32cm×2) につき	83	59.54	67.00				75	66		77	16 10cmにつき	77		55		40	62	58	58			38	49		
	ボタン付け	中ボタン (4つ穴) 糸足つき 根巻き3回以上	1個につき	22	16.80	16.75			15 4回以上	12		20	24		17		15 根巻き4回										11	
		小ボタン (4つ穴) 根巻きなし	1個につき	11	11.00	11.66	15	6			10		15	12	15		12	8									6	
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚 (17cm×2) につき	41	35.22	36.66	47	24	39		37		47	18 10cmにつき	45		37			27	36					25	24	
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚 (30cm) につき	54	36.50	39.75			46	42			41	19 10cmにつき		19 10cmにつき	34									26	30	
	下襟からげまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚 (10cm) につき	51	25.16	27.50			39		30			20 10cmにつき			15			33						18	16	
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき	46	47.20	38.00	83	17	59					19 10cmにつき	83					36						41	17	
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚 (70cm×2) につき	118	56.55	80.00			107	101	58			15 10cmにつき	85		79 30cm×2		36	56		77				52	53	
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚 (45cm×2) につき	86	37.20	63.00			63					15 10cmにつき			70			41	51					43		
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚 (20cm×2) につき	62	43.90	50.66	66	28	66		53		58	16 10cmにつき	52		37			43	36	35				31	28	
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき	15	14.54	13.66	21	11	15	15	15			28 3cmにつき	21		17		10	14	15	15				12	11	
	すそ裏まつり (すその一部分について行うものに限る)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき	44	55.00	62.00	65	41	59	65				14 10cmにつき			42 前身頃30cm×2	51 30cm×2か所	41									
	ベンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき	28	17.12	5.00			19 10cmにつき	20 10cmにつき	16 10cmにつき		19 10cmにつき	20 10cmにつき	44			15		13	25	11	11			13	5	
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき	7	8.50	10.20	11	4	10	10		9	11		10	11				11	4	4					5	
	アウトポケット裏まつり		1枚につき	20																								
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき	63	46.00	37.20	72	32	39	32	36	36	45	34	68			33		72	58	53					63 (毛芯)	
ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき	44	33.85	44.00	46	18	44		46	36	31 8か所	8 1か所につき	46		18 8か所		18			3 1か所		29	18			
	天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	25	12.00	11.40	26	6	13	14	11		12	8	26		15		6	9			10	10	10			
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき	20	10.50	11.33			10 4回以上	12	12 4回以上		10	15	17		11 根巻き4回		10	6	8	8	9	10				
	糸くず取り及び仕上げ		1本につき	31	25.61	28.66	43	16	30	29	16	32	43	20			22			23	22	23	22	22				

1,073

平均が栃木を上回る

令和の発効

栃木より高額

規格等が異なる  
(平均計算からは除外)

【婦人・子供既製洋服】

品目	工程	規格	金額 (R4.4.21発効) 栃木 (Bランク)	全体平均 (栃木除く)	令和平均 (栃木除く)	最大値	最小値	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	新潟	福井	山梨	長野	岐阜	鳥取	島根	広島	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	沖縄	
								(C)	(C)	(B)	(C)	(C)	(B)	(B)	(A)	(A)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(C)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)
ワンピース・スカート・ブレザーコート	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	16	12.42	13.00	19	6	13	11	16	12	15	11 5cmごと	13	17	9	19	16		11	14	11	10		6	13	10	10	10				
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	16	13.16	13.66			15	10					14	16			14											10				
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	17	17.84	19.33	34	9	22	16	34	18	22		14	16	12	22	19		17	50 1枚につき						9	11					
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	24	17.22	21.00			22	10 4針以上		18			17 9針以上	22	20		24	130 1枚につき							15	11	12	11				
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	21	16.80	19.80	22	11	22	10 4針以上		18		18	17 9針以上	20	19		22	58 1枚につき		33 1枚につき	60 1枚につき				15	12	11	11				
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	19	16.16	18.66	29	9	17	10					14	19	13 10cmにつき	10	29	20		22		15		72 手作業に限る	17	9		12				
	スナップ付け	1cm型	1組につき	23	18.86	22.66	31	12	17	23		31	21	25	19	18	24 2本糸2度掛	12	26	20	26	17	26	10	18	15	18	15	13	15	15	15		
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき	32	23.05	25.22				23		26	25	25	29	25	27	21	32	20	34	17	28	10	21		18	17	20	20	23			
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	23	19.28	22.50	28	14	22	21			22	25	20	18	24	16	28	20		17		10	20			17	14					
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき	14	10.94	13.00	17	7	13 4回以上	13		15	12	11	12	9	15	9	17	9			13	8	7		8	13	11	10	8	8		
		20mm以下、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき	16	12.93	13.77	18	8		13		20	12	12	12		16	14	18	10	14	11				8	13	11	13	10				
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき	14	11.05	12.00	22	6	22	6		12	13	21 3cm	11	12 5cm以上	9	13 3cm	11	25 手編みに限る		11	13	7	10		8	13	9	9	10	7		
	肩パット付け	2個1組	1組につき	34	35.11	44.50			39	31			38	51	42	34	36	23	62 外パット	38		42	58		25		30	32	24	21	33			
	×印しつけ止め		1か所につき	11	8.58	9.10	14	5	10	8		9	9	8	9		10	13	14	10	7	11			5		6	6	6					
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき	23	20.20	27.00	27	16		10 4針以上				11 10cm		19		21	27	18										16				
	バックル付け		1個につき	16	14.50	18.00	18	11											18	11														
	糸くず取り		1着につき	23	19.52	22.87	32	11	22	25		32	22	28	19	16		18			20	22		24		15		12	19	15	16	15	11	

342

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) の概要

令和5年4月28日成立、5月12日公布

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
  - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
  - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
  - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、
  - ①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

# 家内労働法とフリーランス法の適用関係について

- フリーランス法における「特定受託事業者」には、「家内労働者」も含まれるため、家内労働者の取引については、引き続き家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としての性質を有するフリーランス法も適用される。両法の委託者の義務内容の一部は、重複するものがあり、両法の関係は以下のように解されるが、両法の円滑な施行のため、解釈を示すこととする。

※ 下請法と家内労働法においても両法が適用がされるため、家内労働法に関する通達の中で解釈を示している。

	家内労働法	フリーランス法	両法の関係
目的	家内労働者の労働条件の向上	特定受託事業者の取引の適正化・就業環境の整備	-
対象者	家内労働者 ※ 物品の製造等を業とする者から、主として労働の対償を得るために、委託を受けて物品の製造・加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの	特定受託事業者 ※ 業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者（同居の親族を使用しても「従業員を使用」には当たらない）	「特定受託事業者」は「家内労働者」を包含
委託者の義務	家内労働手帳（法3条） 工賃の支払（法6～7条）※ ※物品を受領した日から起算して原則1月以内	取引条件の明示（3条） 期日における報酬支払（4条）※ ※給付を受領した日から起算して原則60日以内	家内労働法の義務を満たせばフリーランス法の義務も満たす（下請法と同様）
	委託の打切りの予告（法5条）※努力義務	中途解除等の事前予告（16条）	フリーランス法の義務を満たせば家内労働法の努力義務を満たす
	就業時間（法4条）※努力義務 最低工賃（法14条） 安全及び衛生に関する措置（法17条） 届出（法26条） 帳簿の備付け（法27条）	特定業務委託事業者の遵守事項（5条） 募集情報の的確表示（12条） 育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条） ハラスメント対策に係る体制整備（14条）	各法の義務がかかる

（参考）家内労働法の施行について(昭和45年10月1日)(発基第115号)(各都道府県労働基準局長あて労働事務次官通達)

## 第二 家内労働手帳について(法第3条関係ならびに則第一条および則第30条関係)

四 資本金または出資額が1,000万円をこえる法人たる事業者から製造委託または修理委託を受ける家内労働者は、親事業者との取引関係において下請事業者の利益を保護することを目的とする下請代金支払遅延等防止法(昭和三一年法律第一二〇号)(以下「下請法」という。)でいう下請事業者に該当するので、本法による家内労働手帳の交付義務と下請法による親事業者の書面の交付義務が競合して委託者の負担が過重となることをさけるため、下請法の書面に記載すべき事項は、すべて家内労働手帳の記入事項とし、家内労働手帳が交付された場合には下請法の書面の交付もあつたものと取り扱うことができるようにしたものであること。